

手話言語条例

6つのポイント

1 手話への理解促進・手話の普及
手話は、日本語や外国語と同じように、独自の言語です。ろう者をはじめ、他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くために、様々な方法で手話を広め、手話を身近なものにしていきます。

2 「市民ぐるみ」の運動

行政だけでなく、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、①「本市の責務」、②「市民の役割」、③「事業者の役割」について定めています。



3 「推進方針」の策定

手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」の策定について定めています。

5 当事者の意見の尊重

手話に関する施策に、手話を必要とする方やその関係者などの意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聞くため、「推進方針等についての協議の場」を設けることを定めています。

4 観光都市京都の取組

国際観光都市である京都市は、本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めています。

6 未来の担い手を育てる

学校教育の場において、未来の担い手である児童及び生徒が手話に接する機会の提供など、手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めています。

ちょこっとコラム①

「手話」って??

手話は、独自の文法体系を持つ言語です。指や身体の動き、表情を使って、視覚的に表現します。ろう者のコミュニケーション手段として育まれてきました。

「耳マーク」って??

耳が聞こえないことを示すマークです。また公共機関の窓口などでは、申し出に応じて手話や筆談など必要な援助を行う意思表示に使用されます。



私たちの責務と役割



市民の役割

- ◆手話を必要とする人が安心して生活・滞在できるよう、必要な配慮
- ◆手話に関する施策の総合的・計画的な実施
- ◆市民や事業者の皆様がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援

京都市の責務

- ◆手話を必要とする人が安心して生活・滞在できるよう、必要な配慮
- ◆手話に関する施策の総合的・計画的な実施
- ◆市民や事業者の皆様がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援
- ◆観光旅行者などへの応対も

事業者の役割

- ◆手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供
- ◆手話に関する市の施策に協力

みんなで
考えて
みましょう

耳の聞こえない人が 感じている困りごと



- ◆駅や電車内・買い物など身近な生活中で放送が聞こえないので情報がキャッチできない
- ◆災害など緊急時のアナウンスが流れても、状況がわからないのでどう対応すればよいかわからない
- ◆耳の聞こえる人と話すとき、何を言われているかわからない・言いたいことが伝わらない



耳が聞こえないことは
周囲の人からはわかりづらく、
聞こえない程度も人によって様々です。
上のようなときは、手話や身振り手振り、
筆談などで対応してくれるとうれしいです。



条例にでてくる「ろう者」「中途失聴者」って??

「ろう者」とは、耳が聞こえない人で、手話を第一言語とする人々です。「中途失聴者」とは、病気などにより人生の途中で、耳が聞こえないようになった人々です。

